

令和8年3月19日

人事院事務総長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企—660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(削る)	<u>規則第40条関係</u> <u>交流派遣後職務に復帰した職員</u> <u>を昇格させる場合には、次の各号</u> <u>に掲げる職員の区分に応じ、当該</u> <u>各号に定める職務の級に昇格させ</u> <u>ることができる。ただし、特別の</u> <u>事情によりこれにより難しい場合に</u> <u>は、あらかじめ人事院事務総長に</u>

協議して、別段の取扱いをすることが
できる。

一 人事院規則 9—8（初任給、
昇格、昇給等の基準）（以下
「規則 9—8」という。）第 1
1 条第 3 項の規定により職務の
級を決定された職員以外の職員
昇格させようとする日に新た
に職員となったものとした場合
のその者の経験年数がその者を
昇格させようとする職務の級を
その者の属する職務の級とみな
した場合の給実甲第 3 2 6 号
（人事院規則 9—8（初任給、
昇格、昇給等の基準）の運用に
ついて）第 1 5 条関係第 5 項に
規定する最短昇格期間（ただ
し、規則 9—8 第 2 0 条第 4 項
後段の規定に該当するときは、
当該最短昇格期間に 1 0 0 分の
5 0 以上 1 0 0 分の 1 0 0 未満
の割合を乗じて得た期間とする
ことができる。）以上となる当
該昇格させようとする職務の級

二 規則 9—8 第 1 1 条第 3 項の
規定により職務の級を決定され

た職員 当該交流派遣がなく引
き続き職務に従事したものとみ
なして、その者が当該交流派遣
の直前に属していた職務の級を
基礎として昇格等の規定を適用
した場合に、その者を昇格させ
ようとする日に属することとな
る職務の級を超えない範囲内の
職務の級

以 上